

高山市マンション管理適正化推進計画

令和5年5月1日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2の規定に基づき、本市におけるマンションの適正な管理の推進を図ることを目的として本計画を策定する。

1. 市内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

今後、高経年マンションの増加が予想されることを踏まえ、30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合が増えることに重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとする。

2. 市内におけるマンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

市内におけるマンションの管理状況を把握するため、必要に応じて管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討する。

3. 市内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行う。

4. 市内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（高山市マンション管理適正化指針）に関する事項

高山市マンション管理適正化指針については、国土交通省「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（基本方針）」と同様の内容とする。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口や広報たかやま、ホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

6. 計画期間

令和5年5月から令和10年4月までの5年間とする。なお、社会経済の変化、関連する法令や計画との整合性を踏まえた見直しは適宜行う。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

本市の関係部署や関係機関、その他関連団体等との連携を図り、管理組合によるマンションの適正な管理運営に資するよう、協力して取り組むものとする。